

# 天文天体物理若手の会 規約

(2021年9月19日 改定)

---

前文	
第一章	総則
第二章	総会
第三章	事務局
第四章	会計
第五章	事業
附則	

---

## 前文

本会は、日本の天文学および天体物理学に関連した分野にたずさわる若手研究者の自治組織として、構成員の共通の要求、共通の目的の実現のために、団結して行動することを目的とする。本会は構成員個人が独立した自覚ある研究者を志向すると共に、我国の基礎科学の発展向上に寄与することをその使命とする。

---

## 第一章 総則

### 第1条

- (1) 本会は、天文天体物理若手の会と称する。
- (2) 所在地は別則に記す。

### 第2条

本会は、天文学および天体物理学に関連した分野にたずさわる大学院生ならびに若手研究者によって構成される。

### 第3条

本会の構成員は次の権利ならびに義務を有する。

- (1) 本会の定めるところの総会議長ならびに事務局の、選挙権ならびに被選挙権。
- (2) 本規約の定めるところの総会で提案・発言・票決をする権利。
- (3) 本会の主催する諸行事に参加する権利。
- (4) 会費納入の義務。

### 第4条

本会の入会に際しては、事務局に加入の申し出を行い、事務局長がこの承認を行う。

## 第5条

本会からの脱会に際しては、事務局に脱会の申し出を行う。

## 第6条

本会の構成員は、次の場合総会の議決に従って除名されることがある。

- (1) 2年以上会費未納の場合。
- (2) 本会の構成員としてふさわしくないと認められた場合。

---

## 第二章 総会

### 第7条

総会は、本会における最高の議決機関である。

### 第8条

次の場合、事務局は総会を招集できる。

- (1) 日本天文学会春季年会
- (2) 天文・天体物理若手夏の学校
- (3) 日本天文学会秋季年会
- (4) その他、事務局が必要と認めた場合

次の場合、事務局は総会を召集しなければならない。

- (5) 全会員の8分の1以上が連署により要求した場合

なお、開催形式は総会開催時の情勢等を踏まえた上で事務局が判断し周知する。

### 第9条

総会においては、議長を選出する。原則として議長は事務局長、副事務局長または会計が務める。

毎総会の開始時に議長の承認のための議決を採り、否決された場合は総会に参加する会員から立候補または推薦を募り、再議決を採る。

候補なき場合は事務局が会員の1人を推薦し、再議決を採る。

オンライン開催の場合、総会の速やかな進行のため、オンライン会議ツールに準ずる簡易的な手法で議長承認のための採決を行う。議決の要件は賛成数が総会参加者数の過半数を満たす場合とする。

### 第10条

次の事項について、事務局は総会を開いて欠を取らなければならない。

- (1) 規約の修正
- (2) 年度決算報告
- (3) 年度予算案
- (4) 次年度若手の会事務の信任
- (5) 次次年度夏の学校事務局四役の信任
- (6) 天文学会代議員候補者の推薦

- (7) 第8条(5)で要求された事項
- (8) その他、事務局が必要と認めた事項

### 第11条

議決はGoogleフォームを用いて行う。議題に対して

- (1) 有効投票数が会員数の8分の1よりも多い
- (2) 賛成数が有効投票数の過半数

が両方満たされればその議題は議決される。

### 第12条

会員は、若手の会から声明を発表することを希望する場合、それを事務局に申請することができる。申請を受けた事務局は、規約第10条を根拠に必要性を判断し、必要と認められれば総会を招集する。その総会での採決において

- (1) 有効投票数が会員数の3分の1よりも多い
- (2) 賛成数が有効投票数の過半数

が両方満たされれば議決となり、事務局は議決内容をもとに声明を発表する。声明には必ず投票率と賛成・反対の内訳を記載しなければならない。

### 第13条

総会は、原則として公開である。ただし特に必要と認められる場合には、出席者の過半数の賛成により本会の構成員以外に対して非公開とすることができる。傍聴者は、議長が特に必要と認めた場合、発言が許される。

### 第14条

総会は、特定の事項を審議するための特別委員会を設置することができる。特別委員会の権限は、随時総会において決定する。

---

## 第三章 事務局

### 第15条

事務局は、本会の常設の執行機関であり、総会で議決された基本方針に基づいて本会の職務を執行する。

### 第16条

事務局は、一ないし少数の研究機関に属する本会構成員によって構成される。

### 第17条

事務局は、夏の学校開催時において選出され、任期は一年とする。

### 第18条

事務局は、事務局員の互選により、事務局長・副事務局長・書記・会計各一名および必

要と認められた役員を選出する。

### **第19条**

事務局長は、本会を代表し、かつ事務局の運営に責任を持つ。

### **第20条**

副事務局長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故ある時はこれを代行する。

### **第21条**

書記は、総会および事務局の議事要旨を記録保存し、関係書類の整理保存にあたる。

### **第22条**

- (1) 会計は、本会の会計全般の事務を行う。
- (2) 口座の責任者は会計とする。

### **第23条**

事務局は、次の場合解散しなければならない。ただし後任の事務局の選出までの間は、旧役員がその職務を執行する。

- (1) 任期満了の場合。
- (2) 総会が不信任を決議した場合。

### **第24条**

前条(2)の場合、後任の事務局は、総会において速やかに選出されなければならない。後任の事務局は、その任期を次の夏の学校開催時の総会までとする。

---

## **第四章 会計**

### **第25条**

(1) 本会の経費には会費・寄付金その他を当てることとする。会費の額は総会において承認を行う。

(2) 本規約で定めるところの事業以外の活動についても、事務局が認めたときに限り、それを行うために必要な費用を、会計から本会会員に貸与または支給することができる。ただし、貸し出し期間は貸与時より1年とする。

(3) 事務局員が本会総会への参加のみのために出張する場合は、係る経費を支給する。なお支給額の算定基準は会計補足規定に定め、若手の会会員の承認を得た上で運営せねばならない。

(4) 事務局員の出張費は決算で会員の承認を得なければならない。否決された場合、旅費は直ちに返還されなければならない。

---

## **第五章 事業**

## 第26条

本会は、天文天体物理若手の会研究者の連帯と資質の向上のために、次の事業を行う。

- (1) 天文天体物理若手の会サーキュラーの発行
- (2) 天文天体物理若手の会会員名簿の発行
- (3) 天文天体物理若手夏の学校の開催
- (4) 天文天体物理若手夏の学校ニュースの発行
- (5) その他必要と認められた事業

## 第27条

本会は、前条(3)、(4)の実施にあたって、若手の会事務局とは独立した準備委員会（呼称夏の学校事務局）を設ける。

## 第28条

準備委員会は、一ないし少数の研究機関に属する本会構成員によって構成される。

## 第29条

準備委員会は、夏の学校開催前年の天文学会春季年会時の総会において選出され、その時点から任期が始まるものとする。その任期は夏の学校終了までの約一年半とする。業務に支障のない範囲内での、退学、病気、失踪等が原因による、選出された役職内での役職変更、辞退は総会の議決は必要ないものとする。ただし、役職変更、辞退を行った場合は、若手の会総会で、その報告を行う必要性がある。

## 第30条

第26条(3)、(4)の実施のために必要な費用は、本会会計とは別途独立なものとし、その会計は準備委員会に委ねられる。

---

## 附則

### 附則第1条 事務局員に対する旅費支給

#### (1) 支給要件

- ・ 出張費として計上できるのは、総会における事務局員の出張費である。ただし、天文天体物理若手夏の学校で行われる総会に次年度の事務局員予定者が参加するための出張費は、現若手の会事務局員への旅費支給と同じ扱いとする。
- ・ この出張費は本会規約第17条で定められた任期内で3回まで、合計5万円とする。
- ・ 受給できる事務局員は現事務局員に関して1) 事務局長もしくは副事務局長、2) 会計のうち2人まで、次年度事務局員予定者に関して事務局長もしくは副事務局長のうち1人である。なお事務局長と副事務局長の2名に、同一総会参加に係る旅費を支給することはできない。

・支給対象は原則として、以下で定める交通費のみの支給である。やむを得ない事情がある場合に限り、1泊分の宿泊費も支給できる。

(2) 交通費の支給額算定基準

・支給される交通費は、出張する事務局員の所属大学から総会会場に限定する。それ以外の経路の交通費は支給できない。

・交通費として含むのは、航空券、JR・私鉄等の鉄道代金とし、交通手段がバスのみと認められた場合のみバス料金を支給する。

・航空券代金の上限はANA / JAL の1ヶ月前予約時のエコノミークラスの航空券代金とし、これと実際に支払った額を比べてより少ない額を支給する。

・鉄道料金は自由席料金（学割が適用できる場合は学割料金）で、会場までの距離が最短になるルートで計算する。

(3) 宿泊費の支給額算定基準

・宿泊費は総会の開催時間と所属機関から総会会場までの距離を考慮し、やむを得ず必要な場合に1泊分のみ支給され、その上限は8,000円とする。

(4) 領収書等の提出・書類の保管

・旅費を支給する前に、受給者の航空券・宿の領収書・航空券半券（もしくは搭乗証明書）を提出させ、確認せねばならない。必要書類が欠けた分の旅費は支給しない。

・前項に定めた提出書類に加え、宿泊費を支給する場合は宿泊費が必要であることがわかる資料（総会開始時間、所属機関から総会会場までの始発・終発の時間等）、支給した鉄道料金の根拠となる資料（JR・私鉄のホームページのコピーや実際の半券等）を保管しなければならない。

・資料の保管期間は最低3年とする。

## 附則第2条 若手の会会員に対する旅費支給

(1) 交通費の支給額算定基準

・支給される交通費は出張する会員の所属大学から総会会場に限定する。そのほかの場所から総会会場へ向かう場合は交通費は支給できない。

・交通費として含むのは、航空券代金、JR・私鉄等の鉄道代金とし、交通手段がバスのみと認められた場合のみバス料金を支給する。

・航空券代金はエコノミークラスの航空券代金で計算する。

・鉄道料金は自由席料金（学割が適用できる場合は学割料金）で、会場までの距離が最短になるルートで計算する。

(2) 宿泊費の支給額算定基準

・宿泊費は1泊分まで支給する。出張が若手の会夏の学校の場合は、夏の学校一般参加者の1泊の参加費から諸雑費（プログラム、懇親会費等）を引いた額を支給する。それ以外の場合の宿泊費上限は12000円とする。

(3) 領収書等の提出

・旅費を支給する前に、受給者の航空券・宿の領収書、航空券半券（もしくは搭乗証明書）を提出させ、確認せねばならない。必要書類が欠けた分の旅費は支給しない。

(4) 書類の保管

・(3)で定めた提出書類と旅費算定に用いた書類は、最低3年間本会で保管しなければならない。

---

### 附則第3条 発効

本規約は2021年9月19日より改定と同時に発効する。

---

附則（2020年6月版）

- ・本規約は2020年6月10日より改定と同時に発効する。
- 

附則（2019年8月版）

- ・本規約は2019年8月1日より改定と同時に発効する。
- 

附則（2017年4月版）

- ・本規約は2017年4月1日より改定と同時に発効する。
- 

附則（2007年8月版）

- ・本規約は2007年8月1日より改定と同時に発効する。
- 

附則（2001年9月版）

- ・本規約は2001年9月7日より改定と同時に発効する。
- 

附則（2000年8月版）

- ・本規約は2000年8月24日より改定と同時に発効する。
- 

附則（1998年8月版）

- ・本規約は1998年8月29日より改定と同時に発効する。
- 

附則（1997年7月版）

- ・本規約は1997年7月18日より改定と同時に発効する。
-

附則（1989年9月版）

- ・ 上部団体への加盟脱退は、総会においてこれを議決する。
  - 2. 第10条、第11条において1人未満は切り上げとする。
  - 3. 本規約は1989年9月1日より発効する。
- 

附則（1987年11月版）

- ・ 上部団体への加盟脱退は、総会においてこれを議決する。
  - 2. 本規約の制定は、1987年11月15日とし、制定と同時に発効する。
-